

意匠分類記号	意匠分類の名称
B4-18	携帯電話機入れ

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-3190	一	電話機部品及び付属品
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-4391	携帯電話機用ホルダー	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
携帯電話機入れ		
定義		
携帯電話機を所持する専用の入れ物。		
登録 1178214 携帯電話機用袋物 	登録 1143896 携帯電話機用ケース 	登録 1127559 携帯電話機用密封収納具 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
携帯電話機を卓上や車内で保持するためのものは含まない。(H7-4391へ)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
注1:汎用性のあるもの(携帯電話機以外の小物も収納できるもので、形態に携帯電話機用の特殊性がないもの)は含まない。(B4-10等)		
注2:携帯電話機入れ以外の小物入れがついたものは含まない。(B4-10等)		
過去に分類した物品の名称		